

2026年9月24日
ジェイコム少額短期保険株式会社

災害救助法適用地域の特別お取り扱いについて

この度の「令和8年台風第25号」により被害を受けられました皆さまに、心からお見舞い申し上げます。

弊社では、災害救助法が適用された地域で被災されたご契約者からお申し出があれば、次のような特別のお取り扱いをいたします。

1. このたびの災害の影響により保険料のお払い込みが困難な場合、法適用日から最長2か月後の末日（2026年11月30日）までを限度に払込猶予期間を設け延長いたします。
※口座振替・クレジットカードによるお支払いをご指定のお客さまの場合、お客さまの申し出日によっては、口座引き落としが行われる場合がございます。
2. 保険金の請求手続きについて、お手続きに必要な書類を一部省略するなど、通常の場合よりも簡便かつ迅速なお取り扱いをいたします。

適用都道府県	適用市町村	法適用日
千葉県	銚子市 木更津市 野田市 成田市 旭市 勝浦市 流山市 鴨川市 君津市 富津市 袖ヶ浦市 南房総市 匝瑳市 香取市 いすみ市 栄町	9月20日

	神崎町 横芝光町 睦沢町 長生村 長南町 大多喜町 御宿町 鋸南町	
東京都	大島町	9 月 21 日

令和 8 年 8 月 13 日からの大雨に伴う災害により災害救助法が適用された地域のお客さまも、本特別お取り扱いの対象となります。

コールセンター

フリーコール：0 1 2 0－0 8 8－8 3 0

受付時間：午前 9 時～午後 6 時（年末年始はお休みをいただいております）